

電力統制と五大電力経営者

橘 川 武 郎

一 課 題

本稿の課題は、一九二〇年代後半から三〇年代前半にかけて活発な議論を呼んだ電力統制問題をめぐる電力業経営者の動向を検討し、のちの電力国家管理、電力再編成との関連を展望することにある。

従来の研究史において、この時期の電力統制問題は、電力国家管理を必然化した前史として論じられることが多かった。そこでは、電力連盟の結成などを通じて電力業経営者が生産の抑制や「独占価格」の維持という私的利益を追求したことが強調され、それが「豊富で低廉な電力供給」を標榜する電力国家管理の登場を誘発したとする議論が展開された。⁽¹⁾

しかし、電力統制問題をめぐる電力業経営者の動向を「私的独占の強化のみを志向した」と断ずることに對しては、疑問を禁じ得ない。すでに別の機会に論じたように、この時期の電力業経営者の多くは、料金認可制の採用や公的監

督機關の設置、発送電予定計画の策定などの公益規制の強化を積極的に受け入れた。彼らは、電力業の公益性を忘却し、最大限利潤の獲得に邁進したわけではなかった。現実に、電力統制がある程度進展し、改正電気事業法の制定と電力連盟の成立をみた一九三〇年代前半には、「豊富で低廉な電力供給」という社会的要請に対応する一定の有効なシステムが形成された⁽³⁾。

従来の研究史においては、電力業経営者が電力統制問題をめぐって具体的にどのような行動をとったかという肝心の実態把握が不十分なままに、彼らが私的利益の追求に邁進したという結論のみが先行してきたように思われる。その原因としては、互いに密接に関連する二つの点を指摘することができよう。

第一点は、財閥による電力業の支配を強調する通説的理解の影響である⁽⁴⁾。このような理解は、電力国家管理を総資本的立場に立つ財閥が個別資本的立場に固執する電力業経営者をおさえこむ過程ととらえる議論と結びついて、私的利益の追求者としての電力業経営者像をつくりだす有力な根拠となった。また、そもそも、電力業経営者の従属性を強調するこのような理解に立つ限り、電力統制問題をめぐる彼らの自立的なビヘイヴィアが視野にはいらないのは、いわば当然のことであった。なお、財閥と電力業との関係については、通説的理解を批判する立場からすでにいくらか論及したので⁽⁵⁾、本稿では直接的にはこの論点をとりあげない。

第二点は、東京電灯社長の若尾璋八の存在である。政友会総務でもあった若尾は、自らの政治的野心を充足させるために、多額の東京電灯の社金を政友会の政治資金として流用したと言われている⁽⁶⁾。また、彼は、若尾一族が大量に保有していた東京電灯株の株価を維持するため、いわゆる蝟配当を強行した⁽⁷⁾。宇治川電気社長の林安繁は、同社社内報『宇治川』の一九二六年一〇月号で、「困つた事は電気事業に対し尚ほ一般が無理解なことである。夫れは電気事業と言へば暴利を貪ぼるものと考へらるゝ人が少くない様である⁽⁸⁾」と嘆いているが、こうした電力業経営者について

第1図 電力統制問題で活躍した電力業経営者の各社における役員経歴

社名	氏名	1919	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
東邦電力	松永安左エ門																								
東京電灯	若尾 璋八																								
	郷 誠之助																								
	小林 一三																								
宇治川電気	林 安策																								
	影山銑三郎																								
大同電力	福沢 桃介																								
	増田 次郎																								
	有村慎之助																								
日本電力	池尾 芳藏																								
	福中佐太郎																								
	内藤 熊喜																								
京都電灯	石川芳次郎																								

(出典) 各社社史, 各社営業報告書

(注) 1. □ は会長, ■ は社長, ▨ は副社長, ▩ は専務, ▪ は常務, — は専取総役。

2. 主要な活動基盤となった会社の役員経歴のみを掲げた。
3. 30~33年の郷, 36~40年の小林は, 会長兼社長。

の悪イメージの形成と、当時最大の電力会社であった東京電灯の若尾ら「甲州財閥」系経営者の存在とは、けっして無関係ではなかった。若尾の「放漫経営」はついに三井銀行による経営への介入を招いたが、財閥による電力業支配を強調する通説的理解は、この介入を最大の論拠としてきた。⁽⁹⁾

しかし、ここで力説しなければならない点は、若尾を当時の典型的な電力業経営者とみなすことは適切でないということである。例えば、東邦電力社長の松永安左エ門は、若尾と同様に三井銀行から巨額の資金融通を受けながらも、若尾の「放漫経営」とは対照的な「科学的経営」を展開し、三井銀行から介入を受けることなく経営の自主性を貫いた。⁽¹⁰⁾ 松永は、周知のように、その後の電力国家管理に最も断固として抵抗し、戦後の電力再編成に指導的な役割をはたして「電力の鬼」と呼ばれるようになった。松永の動向に注目すれば、一九二〇年代後半から三〇年代前半にかけての電力業経営者のイメージが一変することは明白であろう。

本稿では、以上のような研究史の反省をふまえて、電力統制問題をめぐる五大電力経営者の動向を全体的に検討する⁽¹¹⁾。具体的にとりあげる経営者は、東邦電力の松永、東京電灯の若尾・郷誠之助・小林一三、宇治川電気の林・影山銑三郎、大同電力の福沢桃介・増田次郎・有村愼之助、日本電力の池尾芳藏・福中佐太郎・内藤熊喜などである。また、五大電力経営者ではないが、臨時電気事業調査部の部長となった京都電灯の石川芳次郎についても言及する。これらの経営者の各社における役員経歴は、第1図の通りである。なお、以下の記述では、東邦電力は東邦、東京電灯は東電、宇治川電気は宇治電、大同電力は大同、日本電力は日電、京都電灯は京電とそれぞれ略記する。

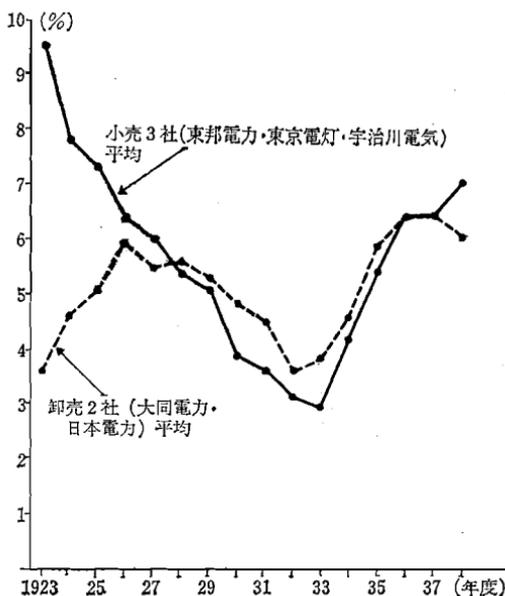
二 電力統制問題の経過

電力業経営者の動向についての具体的な検討に移る前に、電力統制問題の経過を概観しておこう。⁽¹²⁾

二三年八月の日電の名古屋進出を皮切りに、五大電力は、「電力戦」と呼ばれる激しい大都市の大口電力需要家の争奪戦を展開した。五大電力のうち東邦・東電・宇治電の小売三社は、既存の大口電力需要家を確保するため、大同・日電の卸売二社から不利な条件で大量に電力を購入して競争を終息させようとした。⁽¹³⁾ その結果、第2図にあるように、二三年から二八年にかけて、卸売二社の業績の好転と小売三社の業績の悪化という対照的な事態が生じた。小売各社は、こうした局面を打開するため、一九二〇年代半ばごろから業界の再編成を主張し始めた。

二六年五月に東邦の子会社東京電力が東京へ進出し、東電と激烈な「電力戦」を展開するにおよんで、電力統制問題は急速に社会問題化した。同年六月から七月にかけて貴族院公正会、政友会、政友本党、民政党の各政党があいついで電力統制構想を発表したのにつづいて、二七年四月の電気協会の「電力統制要綱」の策定、二八年三月の日本動力協会の電力統制会の組織など業界の動きも活発になった。こうした状況のもとで通信省は、二七年三月に電気局長

第2図 総資本利益率の推移



(出典) 各社営業報告書

- (注) 1. $\frac{\text{純益金} + \text{償却金} + \text{退職金等引当金}}{\frac{\text{上期平均総資本} + \text{下期平均総資本}}{2}} \times 100$ で算出。
 なお、各期平均総資本 = (前期末総資本 + 当期末総資本) ÷ 2。
 純益金、償却金、退職金等引当金は上期と下期の合計値。
 2. 各社の会計年度は、宇治川電気・日本電力が前年10月～9月、東邦電力が前年11月～10月、東京電灯・大同電力が前年12月～11月である。

を部長とする臨時電気事業調査部を設置し、電力統制に関する具体的準備にとりかかった。第1表にあるように、同調査部の部員の大半は五大電力および京電の代表によって占められ、臨時電気事業調査部は主要電力会社が一堂に会して業界統制問題を本格的に議論した第一の舞台となった。同調査部は、二八年九月に、供給区域独占の原則的確認、料金認可制の採用、統一的発送電予定計画の策定、電気委員会の設置などの措置を講ずる必要がある旨の決議を採択した。同時に、企業形態についても決議を行なったが、それは、特定の結論を提示したのではなく、各役員から提出された諸見解を併記したものであった。

臨時電気事業調査部の決議をふまえて逋信省は、統制措置を具体化するため、二九年一月に臨時電気事業調査会を発足させた。同調査会は、途中政権交代の影響で二九年一月から六月までの第一次と、同年一月から三〇年五月までの第二次の、二波にわたって開催された。第一次調査会で久原通相が諮問した官民合同会社案を、第二次調査会の冒頭で小泉新通相が撤回して以降、企業形態

灯料金・消費者物価比率と電力料金・投資財物価比率はともに低落した。⁽¹⁶⁾

第2図にあるように、五大電力の業績は、景気の回復、外債打撃対策の進展、社債の低利借換の進行などにより、三四年以降好転した。⁽¹⁷⁾しかし、業績好転の過程で、三二年の電力統制会議で議論され、電力連盟結成後本格的に検討されることが期待されたより根本的な業界統制策に関する問題意識は、稀薄化していった。このことは、電力国家管理論の台頭をもたらす条件となった。三六年三月の内閣調査局の国家管理案表面化を契機に、電力業界をめぐる動きは、業界の自主統制から電力国家管理論争へと大きく転換してゆく。

電力統制問題の経過はほぼ以上の通りであったが、本稿では、これを、①二八年九月の臨時電気事業調査部の決議まで、②三二年四月の電力連盟の結成まで、③電力連盟の結成以降、の三つの時期に区分し、各時期の電力業経営者の動向を検討する。⁽¹⁸⁾

三 臨時電気事業調査部の決議まで

東邦電力 電力業経営者の中でいち早く電力統制問題にとりくんだのは、東邦の松永であった。

松永は、彼の業界統制論の技術面での基本的主張である超電力連系と水火併用方式の実施を、早くも三二年三月に提唱した。⁽¹⁹⁾その後の彼の説明によれば、当時多くの電力会社が採用していた水力偏重の発電方式は、需要が増大する冬季が渇水期であり、需要が減退する夏季が豊水期であるという根本的な欠陥をもっていた。そのため、「冬季の最大負荷を目標として水力設備を為せば夏季に於て益々剰余電力の増加を招来する結果となり、而も設備過大は金利の負担を重くし引いて原価高を免れぬ⁽²⁰⁾」という状態であった。そこで彼は、「発電水力を最も経済的に開発せんとするには、流量減少して発電力不足の場合、他に是れを補ふ方法を講ぜねばならぬ⁽²¹⁾」と主張し、広大な地域の発電所を送

電線で連系して発電力の過不足を調整する超電力連系と、建設費が低廉な火力発電所を補給用・常時用として活用する水火併用方式との、二つの方法を提唱した。⁽²²⁾これらの方法は、不定時電力の定時化によって需要を増進し、多額の建設費を要する水力発電所の利用効率を高めて、発電コストを低減させる機能をもっていた。

東邦は、松永の提唱をすぐに具体化した。超電力連系については、二三年に日本における具体案を作成し、⁽²³⁾二四年に大日本送電株式会社設立案を発表した。水火併用方式については、二四〇二六年に名古屋火力発電所、名島火力発電所、前田火力発電所を新增設し、火力優先の電源開発を行なった。⁽²⁴⁾松永は、その後も超電力連系と水火併用方式の重要性をくり返し強調した。⁽²⁵⁾

松永の業界統制論は制度面にもおよんだ。彼は、二八年二月に「電力国営反対論」⁽²⁶⁾を発表し、当時台頭しつつあった電力国営論に全面的に反駁するとともに、「国営ならざるも統制は易し」⁽²⁸⁾と述べて、民有民営の企業形態を前提とした制度面での統制措置を講ずることを提唱した。この面での彼の基本的主張は、供給区域独占と、料金認可制の導入や公的監督機関の設置等の公益規制強化とをセットで実現することにあつた。⁽²⁹⁾

ここで問題となるのは、二六〇二七年に松永の陣頭指揮のもとで東邦の子会社東京電力が東京へ進出し、東電と激烈な「電力戦」を展開したことは、自由競争を排し、供給区域独占の確立を主張する彼自身の業界統制論からの逸脱ではないかという点である。この点に関連して、松永が二五〇二七年に自由競争論に傾いたとする見解も存在するが、⁽³⁰⁾そのような評価は必ずしも妥当ではない。東京進出にあたって松永は、あらかじめ東京電力の東電への合併を見込んでいた。⁽³¹⁾つまり、東電との競争を最後まで貫徹する意向はもっていなかった。彼は、早い時期から、業界の中心的存在である東電に対する影響力を獲得することが自らの業界統制構想を実現する上での重要な足がかりとなると考えていたのであり、⁽³²⁾彼の問題関心は、東電内部での発言力を確保するためにいかに有利な合併を行なうかという点に向か

〈資料1〉 松永安左エ門の『電力統制私見』（1928年5月1日発表）の要旨

第1. 統制案

- (1) 公益事業として電気供給事業は、原則として供給区域内独占たるべきこと、すなわち一区域一会社主義たるべきこと。
- (2) 発電会社は小売会社を集業せしめ、需給の間に喰い違いを起し、会社の利害異なるため、競争を惹起する弊源を断つべきこと（立体的統制による自給自足）。
- (3) 一地域の統制成れば、過不足の調整、火力予備の共通のため、他地域と連絡をとること（水平的統制）。
- (4) 地域を北海道・東北・関東・北陸・東海・関西・中国・四国・九州に分かつ。地域内小売会社は合併せしむること。ただし合併困難なる小売業者間は、生産プールを設けること。
- (5) 官営・市営による電気の需要はその地域内小売会社より購入して全電力の負荷率・散荷率を向上せしめ、能率の發揮により、国費を節約すること。

第2. 監督案

- (1) すでに独占を原則とする以上、現在の技術的監督のほか、会社の内容に立ち入り、その財政営業を厳しく監督すべきこと。
- (2) 料金は認可制度とすべきこと。
- (3) 工事行政の統一を図るべきこと。
 - 1) 一定の小売区域を有せざる事業者に発電着手を許さざること。ただし自家発電はその種類および容量により規定をもって許可すること（自家発電法規の制定）。
 - 2) 既設小売会社の区域内において、その発電配電を許可せられたるものにして、公益上、殊に需給上必要なしと認めらるるものに対しては、その許可命令期間を延長し、その工事の着手を延期または中止すべきこと、併せて既供給区域許可に関し整理を為すべきこと。
 - 3) 送電線の共通連絡——火力予備の共通プール設定、その利用ならびに送・配電線の共通使用に関する規定の制定。
 - 4) 公益委員会を常設し、監督諮問機関たらしむること。

（出典）『東邦電力史』（1962年）

った。結局彼は、二八年四月の東京電力の東電への合併によって、東電の筆頭株主（東邦および東邦証券保有の代表名義）と取締役の地位を獲得した。松永にとつて東京進出は、自らの業界統制構想から逸脱した行為ではなく、それを實現するためのひとつの重要なステップだったのである。

資料1に示した『電力統制私見』は、松永がそれまでの自らの業界統制論を集大成して、二八年五月に公表したものである。この中で彼は、超電力連系と水火併用方式による水平的統制に加えて、新たに一区域一会社主義による小売会社と卸売会社の合併という立体的統制の方向性を打ち出した。そし

で、「斯くして極度迄電力生産原価を切り下げ、其利益により施設の改善を是れ図り、以て需用家たる一般産業界に、低廉にして確實なる電気を提供し、完全なる奉仕により其発達の道を講ずべきである」と述べて、電力業の公益性を強調した。⁽³⁴⁾ 東邦を代表して臨時電気事業調査部の部員となった若麻績安治は、同調査部において、『電力統制私見』にもとづく業界統制の実行を主張した。⁽³⁵⁾

松永は、戦後の「私の履歴書」の中で、『電力統制私見』について、「全国を九地域に分けて一区域一会社主義をとり、群小会社は合同させ、できない場合はプールし、供給区域の独占を認め、鉄道省が多く持っていたような官・公営の火力設備も民営に移して全国的に電力の負荷率・散荷率を向上させ、料金は認可制とし、監督諮問機関として「公益事業委員会」を設置することなど」⁽³⁶⁾「戦後、現状に再編成したのとほとんど等しい案」⁽³⁶⁾であったと回顧している。『電力統制私見』は、戦後の電力再編成を二三年前に見通した歴史的な文書だったのである。

ここで問題となるのは、同じように「電力戦」による業績悪化に直面した多くの小売電力会社の経営者の中で、なぜ松永だけが、電力統制問題に関して、以上のような突出した先見性を発揮することができたかという点である。その答えは、生涯の盟友の福沢が「研究にかけては俺も人後に落ちぬつもりだが、松永の徹底した研究ぶりには兜を脱ぐ」⁽³⁷⁾と感心したように、調査研究を非常に重視する松永の姿勢に求めることができよう。彼は、のべ四〇人以上の東邦の社員(役員を含む)を視察や実習のために海外へ派遣し、社内に常設機関として調査部を設置した。⁽³⁸⁾ 海外派遣社員がもたらす欧米諸国の情報や調査部の一連の研究成果は、松永の業界統制論の基盤となった。例えば、超電力連系と水火併用方式の実施という彼の主張は、⁽³⁹⁾ 海外派遣社員(福田豊)が持ち帰った米政府の超電力連系に関する調査報告の内容を継承したものであったし、調査部の研究成果を公開する目的で二六年一月から二七年九月にかけて刊行した月刊誌『電気事業研究資料』には、第2表にあるように、彼の業界統制論に密接に関連する論文や記事が多数掲載

経営史学

第2表 東邦電力の『電気事業研究資料』に掲載された電力統制問題に関する主要な論文・記事

筆者	表題	掲載号
中村 宏	水力と火力の組合せに就て	年月号~年月号 1926. 1
福田 豊	水火併用運転に就て	26. 2
—	電気供給事業は民営か	26. 2
出 弟二郎ほか	北米合衆国大西洋沿岸超電力連系調査報告(翻訳)	26. 2~26. 12
宇 原 直 宜	米国に於ける公共事業監督機関に就て	26. 6~26. 11
—	北米コネチカット州に於ける電力取引所の実績	26. 9
—	1925年米国公共事業資金状態	26. 9
出 弟二郎	我国に於ける小規模電気事業の現在及将来	26. 9
—	電力取引所の料金算定に就て	26. 10
—	独逸に於ける電気事業の国営及統一論に就て	26. 11
出 弟二郎	電気の需要及消費の本質を論じて供給政策に及ぶ	26. 11~26. 12
木 村 弥 蔵	電気事業に於ける減価償却	27. 1~27. 5
出 弟二郎ほか	全米電力問題解決策としての水力開発及送電線に関する研究(翻訳)	27. 1~27. 8
モーリス・ハドレー	社債と株式の比率に関する米国諸州の法規	27. 2
藤 隆 助	1926年英国電気供給法に就て	27. 3~27. 4
—	電力プールの必要	27. 4
—	電気事業界当面の緊要問題	27. 4~27. 9
鴨 川 広 正	独逸電気事業経済論	27. 4~27. 9
宇 原 直 宜	米国公共事業委員会制定の電気事業者の報告書に就て	27. 5~27. 8
出 弟二郎	電気事業雑考	27. 8

(出典)『電気事業研究資料』各号

(注) 松永の資金調達面での提言に関連するものも含む。

されていた。⁽⁴⁰⁾この時期の東邦は、松永のもとで全社がほぼ一丸となって、電力統制問題に積極的にとりくんだと言⁽⁴¹⁾うことができよう。

東京電灯 同じ小売電力会社の経営者でありながら、東電の若尾は、松永とは対照的に、電力統制問題についてほとんど発言しなかった。わずかに若尾は、「現在電力統制の方法として考案されているものに事業合同と協定とがある⁽⁴²⁾」とし、「私見を以つてすれば合同を最善と信ずる⁽⁴²⁾」と述べた程度であった。若尾の「放漫経営」を是正するために、三井銀行の池田成彬の要請で二七年七月に郷とともに東電入りした小林は、当時の状況を「実際は、それからそれへと競争や協定や、引つゞいて合併と言ふやうに多忙を極め尽

して居つた⁽⁴³⁾」と回想したが、この時期の東電は、当面する「電力戦」への対応に追われて、長期的な業界統制問題にとりくむ余裕がなかったというのが実情であるう。

宇治川電気 宇治電の林は、二六年に一連の論文で、卸売会社の国営化と小売会社の民営継続を主張した⁽⁴⁴⁾。宇治

電を代表して臨時電気事業調査部の部長となった永井専三は、同調査部において、林の主張に沿った発言を行なった⁽⁴⁵⁾。

一方、この時期に常務の職にあった影山は、林社長とは異なる見地から、電力統制問題について積極的に発言した。二七年に林は、「電気料金は届出主義にて可なり、従て之を認可主義に代へると言ふ事は必要なし⁽⁴⁶⁾」と述べたが、同じ時期に影山は、「唯一無二の電力統制策⁽⁴⁷⁾」として料金認可制を導入すべきだと力説した⁽⁴⁸⁾。

京都電灯 京電の石川は、臨時電気事業調査部において、卸売会社の国営化と小売会社の民営継続を主張した⁽⁴⁹⁾。

この主張は、同じ関西の小売会社である宇治電の林の主張と似通つたものであった。また、石川は、電力市営化に反対する立場から、超電力連系の必要性を説いた⁽⁴⁹⁾。

大同電力 大同は、卸売会社であったが、日電と比べれば早い時期から電力統制問題にとりくんだ。これは、日電に先んじて電源開発が一巡したため、販路拡張の武器となる自由競争論からいち早く脱却し、卸売会社の利害にかなう業界再編成を志向したことによるものであった。

増田は、「電力を安価に供給するといつても、無暗⁽⁵⁰⁾に引下げらるゝものではない⁽⁵⁰⁾」、「生産費を低下すれば、いくら

でも需要が増すものと思ふは間違つてゐる⁽⁵⁰⁾」と述べて、発電コストの低減を第一義的に追求する小売会社の東邦等とは異なる立場をとつた。そして彼は、小売会社は配電事業に専念し、卸売会社が発送電事業を独占するという、卸売・

小売の完全分離案を提唱した⁽⁵¹⁾。この分離案は、大同を代表して臨時電気事業調査部の部長となつた有村の持論であり、

有村は、同調査部において、この案を主張した⁽⁵²⁾。

一方、松永との関係を通して早い時期から電力統制問題に関心を示した福沢は、増田や有村とは異なる提唱を行なつた。福沢は、事実上の電力国営化を意味する、単行法による特殊会社の設立を主張した。⁽⁵⁴⁾ただし、水力優先の電源開発を進めるべきだという点では、福沢、増田、有村の三者の意見は一致していた。

日本電力 日電の経営者は、この時期には電力統制問題についてほとんど発言しなかった。日電を代表して臨時電気事業調査部の部長となつた福中が三一年になつても自由競争論を展開していたことからもわかるように、一九二〇年代を通じて日電の経営者の業界統制に関する問題意識はきわめて稀薄であつた。⁽⁵⁵⁾

四 電力連盟の結成まで

東邦電力 松永は、この時期にも、業界統制に関する技術面および制度面での従来からの基本的主張をくり返した。⁽⁵⁶⁾ただし、一区域一会社を実現することは当面困難と判断し、それへいたるステップとして、「一地域に於ける二供給会社以上の供給力の相互補給である」電力プールの形成を最優先させる姿勢をとつた。⁽⁵⁸⁾東邦は、この松永の方針を具体化し、三〇年の奈良・四日市支店の譲渡による三重合同電気との送電連絡、三一年の三池・武雄間送電線の新設による九州四県の送電連系など、主たる営業地域の中京地区と北九州地区で電力プールの形成に力を入れた。⁽⁵⁹⁾

また、松永は、電気事業持株会社の研究を目的とした二九年の欧米視察の前後から、業界統制に持株会社を活用することを強調するようになった。⁽⁶⁰⁾帰国後彼は、持株会社による五大電力統制と五大電力共同出資の電力プール管理会社設立というより現実的な新しい構想を発表するにいたり、三二年の電力統制会議でもこの新構想の実現を主張した。⁽⁶¹⁾この新構想には、超電力連系と水火併用方式という『電力統制私見』の水平的統制の視点は受け継がれていたが、一区域一会社主義による小売会社と卸売会社の合併という立体的統制の視点は欠落していた。

この時期においても東邦は、前の時期と同様に、発電コストの低減に積極的にとりくんだ。卸売会社の利害を反映して、電力料金は一般物価の下落に追随する必要はないと主張した大同の村瀬末一⁽⁶²⁾に対して、そのような姿勢では新興のディール機関に顧客を奪われてしまうと東邦の宮川竹馬が激しく反論したのも、その現われであった。

東京電灯

東電では、三〇年六月に若尾がついに社長の座を追われ、郷と小林が経営の実権を握った。

郷は、二八年一〇月に五大電力首脳会議を主催し、持論の五大電力大合事を提唱した⁽⁶⁴⁾。しかし、彼は、ほぼ三年後の三一年一二月には実現が困難だという理由で大合事を事実上断念し、電力統制会議には直接的に関与しなかった。郷の大合同構想は、「財界世話役」的発想の安易な産物であり、資産評価、人事配置、債務処理等の大合同にともしう諸問題を解決するための具体策を持ちあわせていなかった。

小林は、二九年以降発電コスト低減の必要性を力説し、供給区域独占と公益規制強化とをセットで実現することを主張した⁽⁶⁶⁾。彼は、三一年の時点では郷とは異なる火力統制会社設立案を提唱していた⁽⁶⁷⁾が、郷が大合事を事実上断念したのといれかわりに、三二年三月に五大電力合併を前提とした統制案を提唱するにいたり⁽⁶⁸⁾、この案を電力統制会議へ提出した。その内容は、五大電力を合併したあと小売会社と卸売会社に分割し、卸売会社については、いったん半額に減資したのち政府出資による倍額増資を行なって、半官半民の企業にするというものであった。この案の主たるねらいは、卸売会社の半額減資により固定資産の償却を進めることにあつたが、その背景には、「原価を安くせしむることは、建設費を安く仕上げるより外に何人にも名案はない⁽⁶⁹⁾」という小林の考え方があつた。しかし、全体的には小林の統制案は、超電力連系や水火併用方式等の技術面での発電コスト低減策を欠いたものであり、松永の統制案に比べて見劣りがすることは否めなかつた。これは、電力業経営に対する小林の経験の浅さの必然的帰結であつた。

宇治川電気

林は、従来の卸売国营、小売民営の併進論を三一年には明言しなくなり⁽⁷⁰⁾、電力統制会議では別の新

第3表 林による地方別余剰電力 (1929年末)

(単位千 kW)

地方別	関東	中部	近畿	計
① 水力 (自家用よりの受電を含む)	934	251	418	1,612
② 火力	156	99	545	800
③=①+② 合計	1,099	350	963	2,412
④ 火力発電所に於ける補給出力 および予備出力	149	62	276	488
⑤=③-④ 正味供給可能電力	950	287	687	1,924
⑥ 平均最大発電電力	811	224	634	1,668
⑦=⑤-⑥ 実際の余剰電力	139	64	54	256
⑧=③-⑥ 一般に考えられている余剰電力	288	126	329	744

(出典) 林安繁「電気事業刻下の諸問題(1)」『電気公論』第15巻第11号, 1931年10月)

しい提案を行なった。この新提案は、形の上では、「北海⁽⁷⁶⁾、東北、関東、中京、関西、中国、四国、九州等各地方別に各一社に纏むる」という地方的合同論に立脚していた。林がほぼ同時に火力重視の姿勢を示したこととあわせて、この時期の彼の主張には松永の『電力統制私見』に相通ずるものがあった。もし、林が、大同や日電という有力な卸売会社が足場を置く関西地区において、地方的合同を積極的に推進したとするならば、松永の『電力統制私見』は実現へ向けて大きな一歩を踏み出したことであろう。しかし、実際には林は、関西地区における地方的合同に関してきわめて消極的であった。というのは、彼の地方的合同論の主眼は関東と関西の地方的差異を強調することにあつたのであり、「要するに合併に依る統制は関東に必要であるが、関西には大体の協定が出来て居るから、合併に依る統制の必要は無い」というのが林の新提案の最終的結論だったからである。

この時期の林が関西地区での電力統制に消極的な姿勢をとった背景には、同地区では深刻な電力過剰が存在しないという認識があつた。⁽⁷⁷⁾ 第3表は、林がこの点を説明するために用いたものである。彼の説明はおよそ次の通りであつた。⁽⁷⁸⁾

通常、可能出力としては③が想定されるが、それは機械的可能出力であつて、正味の可能出力ではない。

正味の可能出力⑥を求めめるためには、③から火力発電所における補給出力および予備出力⑦を差し引かねばならない。従って、実際の余剰電力は、⑩ではなく③となる。二九年末の近畿地区の余剰電力は、一般には三三万キロワットと考えられているが、実際には五万キロワットに過ぎない。

ここでの林の議論は、現実には関西地区での電力過剰を過小評価したものであったように思われる。⁽⁷⁶⁾この点について立ち入る余裕はないが、しかし、この時期の関西の電力業経営者の中には、大同の増田や京電の石川のように、林のほかに電力過剰問題を楽観視していた者がいたことも事実であった。⁽⁷⁷⁾

宇治電の影山は、三一年四月の改正電気事業法の制定により持論の料金認可制が実現したのちも、積極的に業界統制問題に言及した。しかし、影山については、林が否定的な評価を下した⁽⁷⁸⁾五大電力大同論を支持し、「関東、関西を通じて最早協調が出来た」と述べるなど、林との相違がひき続き目立った。総じて宇治電、東電、大同の場合には、松永のもとに全社的な体制でことにあたったこの時期までの東邦の場合とは対照的に、電力統制問題をめぐって経営者のあいだに意見の齟齬が一貫して存在したと断言することができよう。

大同電力 この時期にも、福沢が特殊会社の設立を提唱し、⁽⁸¹⁾増田と有村が卸売会社と小売会社の完全分離を提唱する⁽⁸²⁾という状況が続いた。電力統制会議には増田が出席し、卸売・小売完全分離論を展開した。

また、卸売会社の立場を守るために、村瀬が料金引下げ論に、有村が資産切下げ論に、それぞれ反駁した。⁽⁸³⁾

日本電力 すでに述べたように福中は、この時期に自由競争論を展開した。これは池尾の場合も同様で、供給区域独占の弊害を説き、⁽⁸⁴⁾具体的な業界統制構想を提示しなかった。

日電の中で電力統制問題に中心的にとりくんだのは、二九年に福中に代わって専務に就任した内藤であった。内藤は、同年に東邦から移籍したこともあって、当初は松永に近い業界統制論を展開した。⁽⁸⁵⁾しかし、内藤は、卸売会社の

経営者の立場を徐々に鮮明にし、三二年一二月には、先述した料金問題をめぐる大同の村瀬と東邦の宮川との論争に開いて、村瀬を支持する見解を表明した。⁽⁸⁶⁾その後内藤は、既存需給契約の尊重を含み卸売会社に有利な内容の電力連盟結成案を作成し、電力統制会議へ提出した。内藤案は、小売会社の意向を反映した若干の手直しを経て実行に移されることになり、三二年四月に電力連盟が結成された。⁽⁸⁸⁾

五 電力連盟の結成以降

東邦電力 松永は、電力連盟の結成直後には、連盟に対する直接的な評価を下さなかった。⁽⁸⁹⁾しかし、三三年八月に電力連盟が水力開発の再開を決定すると、彼は、水力偏重主義の再来としてこれに猛烈に反発し、「連盟は成立後一年有半の間に東電日電の紛争を解決したのみで他に特記す可き何等の仕事もして居ない」、⁽⁹⁰⁾「旧来の電力界不統制から眺むれば個人経済の優秀性に於いて遺憾乍ら日本人の力を疑ふものである。若し過去を顧みて今後完全に統制されるなら勿論異論はないが、如何にしても蝸牛角上の争ひを止めず自己の権利を主張して協調不可能の場合は国有、官半民統制会社の何れたるを問はず、この方に一步を踏み出すを勧め度い」と述べるにいたった。

松永は官民共同出資の火力統制会社を設立するという対案をただちに提示したが、電力連盟の発電計画専門委員会はこれを受け入れなかった。連盟が拒否した理由は、①法律上の手続き、現物出資の際の資産評価、運転面の技術などの点で、松永案を実行することは困難であると判断したこと。②宇治電・大同・日電・京電の関西四社が共同で三一年七月に設立した関西共同火力を、当面優先させる方針をとったこと。の二点であった。⁽⁹²⁾

松永は、早い時期から京阪神地区での火力発電所の発展に注目し、それを超電力連系の一環に編入して全国的なレベルで効率的に活用することを、自らの業界統制構想の技術面での中心にすえていた。⁽⁹³⁾従って、関西四社が関西地区

の枠内で火力発電所の共同利用に踏み切ったことは、松永の構想に重大な打撃を与えた。彼は、火力統制会社設立案を発表した際に、関西共同火力の設立について批判的な見解を示した。⁽⁹⁴⁾

この時期の松永は、電力統制問題をめぐって業界の中で孤立する形になった。同時に、東邦の内部でも、統制問題に関する意見の齟齬が目立ち始めた。⁽⁹⁵⁾

東京電灯 小林は、電力連盟の結成直後には、連盟を一応評価しながらも、あくまで五大電力合併を前提とした彼の統制案を実行に移すべきだと主張した。⁽⁹⁶⁾しかし、彼は、三五年五月には国家の手による大規模水力開発という全く新たな統制案を提唱するにいたった。⁽⁹⁷⁾小林の業界統制構想は、火力統制会社設立案から五大電力合併後の卸売・小売分割案を経て国家主導の大規模水力開発案へと、脈絡のない変転をとげたことになる。

宇治川電気 林は、電力連盟に対して、松永や小林よりも高い評価を与えた。⁽⁹⁸⁾すでに電力統制会議の時点で関西地区では特別な統制措置を講ずる必要がないと判断していた林は、電力連盟の結成で業界が一応安定すると考えたようである。現実には、電力連盟結成以後は電力統制問題に関する問題意識を稀薄化させていった。⁽⁹⁹⁾この点は影山の場合も同様であった。

大同電力・日本電力 電力連盟に対しては、大同の増田も、日電の内藤も、それぞれきわめて高い評価を与えた。⁽¹⁰⁰⁾これは、電力連盟の原案が卸売会社の日電の内藤の手で作成されたことを考えあわせれば、いわば当然のことであった。大同・日電両社は、電力連盟の水力開発再開方針を強く支持したこと、電力連盟の結成以降業界統制問題に対するとりくみを消極化したこと、などでもほぼ同様の動向を示した。⁽¹⁰¹⁾

六 総括と展望

以上の検討から、一九二〇年代後半から三〇年代前半にかけての電力業経営者の動向を、「私的独占の強化のみを志向した」⁽²⁾と単純化することができないことは明らかであろう。直接最終需要者に接触する小売電力会社の経営者の相当部分は、この時期には多かれ少なかれ電力業の公益性を認識し、発電コストの低減にとりくんだ。中でも東邦の松永は、「電気事業は殆ど百パーセント公益事業」⁽³⁾という認識に立ち、「極度迄電力生産原価を切り下げ」⁽³⁾ると主張して、戦後の電力再編成を見通した先見的な『電力統制私見』を発表するにいたった。松永の動向に注目すれば、この時期の電力統制問題は、通説的見解が論ずるような電力国家管理を誘発した前史としてではなく、電力再編成を準備した前史として意味をもったと言うことができよう。

しかし、現実には日本の電力業は、業界の自主統制から電力再編成へ直進することなく、その間に電力国家管理という企業形態の激変を経験しなければならなかった。その過程を本格的に検討することは別の機会に譲らざるをえないが、本稿の議論の範囲においても、松永の『電力統制私見』がなぜすぐには実現にいたらなかったか、という点が問題にされるべきであろう。

この点で重要な意味をもったのは、関西地区での業界統制のあり方であった。

松永の『電力統制私見』の最大の特徴は、一区域一会社主義による小売会社と卸売会社の合併を打ち出した点にあった。従って、大同や日電という有力な卸売会社が足場を置く関西地区で地方的合同が進展するか否かは、『電力統制私見』の成否を決する重みをもっていた。しかし、現実には、関西地区での小売会社と卸売会社の合併は進展しなかった。ここでは、同地区最大の小売会社である宇治電の林が、一応地方的合同論を展開しながら、関西地区での合

同の必要性を否定したことが、大きな影響を及ぼした。

『電力統制私見』の技術面での主眼は、超電力連系と水火併用方式を実施することにあつた。松永は、京阪神地区の火力発電所をきわめて重視し、それを超電力連系の一環に編入して全国的レベルで活用することを、技術面での業界統制構想の中心にすえていた。しかし、現実には、京阪神地区の火力発電所の利用問題は、関西地区の枠内で処理された。それを端的に示したのは、関西四社の手による関西共同火力の設立であつた。

松永は、東邦の社長および東電の取締役として、中京・北九州・関東・四国の各地区で業界統制問題に影響力行使したが、⁽¹⁰⁾肝心の関西地区では十分に力を発揮することができなかった。松永が、『電力統制私見』の発表以後徐々に一区域一会社主義の主張を後退させ、電力連盟の結成後は業界内で孤立する形になつたのは、この点に原因があつたと言ふことができよう。

自らの業界統制構想の正当性に確信をもちながらも業界内で孤立する形になつた松永は、強い焦燥感をいだいた。そのことは、電力連盟が水力開発の再開を決定した際に、松永が激しい調子で反発したことからも窺い知ることができる。

東邦の社内には、松永と同様に焦燥感をいだいた人物がもう一人いた。それは、調査部の有力メンバーとして松永の業界統制構想の形成にきわめて重要な役割をはたし(第2表参照)、二九年の松永の欧米視察にも同行した出弟二郎であつた。出は、超電力連系と水火併用方式による電力運営の一元化という松永と同一の目標をめざしたが、基本的には電力民営論者であり続けた松永とは異なり、一九三〇年代には徐々に電力国営論に傾斜していった。これは、焦燥感を強めた出が、民営に固執してはいつになつても電力運営の一元化を達成することはできないと判断したことによるものであつた。東邦を退社した出は、内閣調査局の専門委員となり、奥村喜和男調査官とともに、電力国

家管理論争の出発点となった内閣調査局案を作成した⁽¹⁶⁾。その後も出は、企画院囑託として臨時電力調査会の専門委員となり、中心的な電力国営論者として活躍した。

松永と出は、電力国家管理論争において、それぞれの陣営を代表する論客となった。彼らは、民営か国営かという方法の点では正反対の立場をとったが、電力運営を一元化し「豊富で低廉な電力供給」を実現するという目標の点では一致していた。このような両者の対決の構図は、「私的独占の強化のみを志向した」⁽²⁾電力業経営者と「豊富で低廉な電力供給」をめざした官僚（ないし財閥）とが対決したとする、従来の通説的見解が提示してきた電力国家管理論争の構図とは、かなり異なるものであった。松永と出の議論に注目しつつ、新たな視角から電力国家管理論争を再検討することは、筆者に残された課題である。

(1) 桜井則「電力産業と国家管理」（栗原東洋編『現代日本産業発達史Ⅲ電力』第三編、交詢社、一九六四年）、高橋衛「電力国家管理の過程」（広島大学『政経論叢』第二二巻第二号）、坂本雅子「電力国家管理と官僚統制」（『季刊現代史』第五号）、松島春海「戦時経済体制の成立過程と産業政策」（安藤良雄編『日本経済政策史論下』第八章、東京大学出版会、一九七六年）、梅本哲世「一九三〇年代前半におけるわが国電力業の展開」（大阪市立大学『経営研究』第三〇巻第二号）。

(2) 高橋前掲論文、二〇五頁。

(3) 拙稿「電力連盟と電気委員会」（『社会経済史学』第四八巻第四号）。以下「電力連盟」と略す。

(4) 松島春海「電力外債の歴史的意義」（『社会経済史学』第二六巻第六号）、坂本前掲論文など。なお、高橋衛氏の場合は、このような通説的理論に対して批判的である。

(5) 拙稿「戦前期三井銀行の電力金融」（『社会経済史学』第四七巻第一号）、同「五大電力と電力外債」（『土地制度史学』第九六号）、同「三井銀行と東京電灯・東邦電力」（『経営史学』第一七巻第二号）、同前掲「電力連盟」。前三者については、以下それぞれ「電力金融」、「電力外債」、「東電・東邦」と略す。

(6) 小島直記「松永安左エ門の生涯」（一九八〇年）五九五～五九六頁参照。

(7) 前掲拙稿「東電・東邦」三五～四五頁参照。

(8) 林安繁「電気事業に関して」（『宇治川』一九二六年一月号）一頁。なお、本稿では、引用を行なう際に旧字体を新字体に改めた。

- (9) 実際には、三井銀行の東電介入は、電力業の支配を企図したのではなく、債権保全のための一時的措置であった。この点については、前掲拙稿「電力金融」四〇頁、同「東電・東邦」四二～四三頁参照。
- (10) 前掲拙稿「東電・東邦」四二～四三頁参照。
- (11) 電力統制問題をめぐる通信官僚と財閥関係者の動向については、前掲拙稿「電力連盟」三四～三五頁、三八頁、四〇頁参照。
- (12) 電力統制問題の経過については、『電気事業法制史』（電力新報社、一九六五年）一〇七～一六二頁、通商産業省編『商工政策史第二四巻電気・ガス事業』（一九七九年）八八～一一二頁、一二三～二二八頁、前掲拙稿「電力連盟」三二～四〇頁参照。
- (13) 本稿では、自社で発電したり他社から購入したりした電力を最終需要者に販売することを主業とするものを小売電力会社とし、自社で発電した電力を他の電力会社に販売することを主業とするものを卸売電力会社とする。渡哲郎「関西における電力独占体の形成」（京都大学『経済論叢』第一一巻第一・二号合併号）では、宇治電が卸売電力会社としてとり扱われているが、この見解には首肯しがたい。宇治電が、電灯料収入の少なさと相当規模の他電力会社への売電など、東邦や東電とは異なる特徴を有していたことは事実であるが、宇治電の主要な営業基盤はあくまで最終需要者への動力用電力の販売にあったのであり、同社は小売電力会社とみなされるべきであろう。現実には、宇治電の経営者や業界の関係者は、同社を小売電力会社と認識していた。例えば、三宅晴輝『日本コンツェルン全書 卸電力コンツェルン読本』（春秋社、一九三七年）では、三十七年九月末現在の宇治電の営業状態について、「八十六万七千馬力の電力供給のうち電気事業者への供給、即ち卸売と一般供給即ち小売との割合を見ると大体前者は二十五、六万馬力、後者五十六、七万馬力と見られるから、宇治電に於ける電力の小売供給の比重が卸売のそれに較べて著しく大きいことが判る」（三八六頁）と述べている。
- (14) 通産省編前掲書九二頁。
- (15) これが、いわゆる「電力外債問題」である。この点については、前掲拙稿「電力外債」四八～四九頁参照。
- (16) 電力連盟と電気委員会の機能については、前掲拙稿「電力連盟」四二～四五頁参照。
- (17) 前掲拙稿「電力外債」五〇頁参照。
- (18) 本稿では、三六年三月以降の電力国家管理論争の過程での電力業経営者の動向については、直接的にはとりあげない。この論点に関しては、別の機会に立ち入って検討する予定である。
- (19) 松永安左エ門「米国超電力連系に関する組織」を刊行するに当りて（東邦電力調査部『米国超電力連系に関する組織』、一九三三年、所収。「超電力連系とは何ぞや」と題して、『電華』一九三三年三月号にも掲載。執筆時期は二年一月）参照。
- (20) 松永安左エ門「電気事業統制に就て」（『電気公論』第一七巻第一〇号、一九三三年九月）四七九頁。
- (21) 松永安左エ門「電気事業」（日本評論社『社会経済体系』第九巻、一九二七年七月）三九三頁。
- (22) 松永は他に貯水池の設置も提唱したが、適当な設置地点が少ないこと、周辺住民の反対が強いことなどを理由に、実効性は乏しいとした。
- (23) *Super-Power System and Frequency Unification in Japan* と題する小冊子にして刊行した。詳しい内容については、福田豊「本邦に於

- ける超電力連系並周波数(上)(中)(下)〔『電華』一九二四年五〜七月号〕参照。
- (24) 前掲拙稿「東電・東邦」三〇頁参照。
- (25) 松永安左エ門「電気事業盛衰決定の要素」〔『エコノミスト』一九二七年一月一日号〕、同「序文」〔電気事業研究会『北米合衆国大西洋沿岸超電力連系調査報告書』、一九二七年、所収〕、同前掲「電気事業」参照。
- (26) 松永安左エ門「電力国営反対論」〔『経済往来』一九二八年二月号〕。
- (27) 松永は、電力国営論に反対する論拠のひとつとして、「民営に依るも相当に低利の資金を使用し得」(前掲「電力国営反対論」一一頁)るといふ点をあげた。彼は、「金利の高低は夫に電気の原価を左右する」(前掲「電気事業」三九九頁)と述べて、長期低利の資金を確保するために一連の提案を行なった。この点に関しては、拙稿「松永安左エ門と東邦電力の資金調達」〔青山学院大学『青山経営論集』第一九卷第一号〕参照。
- (28) 松永前掲「電力国営反対論」一六頁。
- (29) 松永安左エ門「電気事業界の近時」(一九二六年)、同前掲「電力国営反対論」参照。
- (30) 渡哲郎「電力業再編成の課題と『電力戦』」〔京都大学『経済論叢』第一二八卷第一・二号合併号〕。
- (31) 駒村雄三郎「電力界の功罪史」〔交通経済社、一九三四年〕二二七頁参照。
- (32) 池田成彬「財界回顧」(世界の日本社、一九四九年)二二五頁参照。二二年の東邦本社の東京移転、二三年の東京復興電気会社設立案の発表などの一連の松永の施策は、このような考えにもとづくものであった。
- (33) 『電力統制私見』の一部分。『東邦電力史』(一九六二年)五四一頁より再引用。
- (34) 松永は、「利他即利己」〔『マツダ新報』一九二八年六月号〕でも同様の点を強調した。
- (35) 前掲『電気事業法制史』一一八〜一一九頁参照。
- (36) 松永安左エ門「私の履歴書二七」〔『日本経済新聞』一九六四年一月二八日付〕。
- (37) 松島春海「松永安左衛門」(下川浩一ほか『日本の企業家(4)戦後篇』、有斐閣、一九八〇年、所収)一一三頁。
- (38) 前掲『東邦電力史』一一三〜一二四頁、一三六〜一三九頁参照。
- (39) 松永前掲「米超電力連系に関する組織」を刊行するに当りて参照。
- (40) 東邦調査部は、二七年に電力統制問題に関する大規模な調査を行なった。第2表中の「電気事業当面の緊要問題」は、その結果をまとめたものである。
- (41) 松永以外の東邦の役員も、松永と同趣旨の業界統制論を展開した。例えば、角田正喬「統制は可、国有は不可」〔『工政』一九二六年一〇月号〕参照。
- (42) 若尾璋八「合同と協定」〔『経済往来』一九二八年三月号〕四二頁。
- (43) 小林二三「電力統制の幻影」〔『経済往来』一九三〇年一月号〕一七五頁。

- (44) 林安繁「電力統制に就て」(『宇治川』一九二六年九月号)、同前掲「電気事業に關して」(『工政』一九二六年一〇月号にも掲載)、同「過剰電力消化方法研究の方が急務」(『工政』一九二六年一〇月号) 参照。
- (45) 前掲「電気事業法制史」一一九〜一二〇頁参照。
- (46) 「電気事業界当面の緊要問題(其二)」(『電気事業研究資料』一九二七年五月号) 特五〇頁。
- (47) 影山統三郎「料金認可制度の急施を望む」(『電気之友』第六六二号、一九二七年七月)、同「如何したら電力統制や需用家争奪が円満に解決出来るか」(『電気之友』第六七四号、一九二八年一月)、同「唯一無二の電力統制策」(『宇治川』一九二八年七月号) 参照。なお、影山は、「水電国有問題」(『電気之友』第六一四号、一九二五年七月)では、水力発電所の国有国营化をとりあげた。
- (48) 石川芳次郎「国家統制資本主義下に於ける卸売小売分業案には賛成」(『電気公論』第一五卷第一〇号、一九三一年九月) 参照。
- (49) 石川芳次郎「電気事業本質上より見たる市営の是非」(『電気之友』第六七四号、一九二八年一月) 参照。
- (50) 増田次郎「電力と計画資本」(『ダイヤモンド』一九二六年六月一日号) 一九頁。
- (51) 増田次郎「電力界の廓清を促す」(『エコノミスト』一九二八年一月一日号) 参照。
- (52) 前掲「電気事業法制史」一一九頁参照。
- (53) 福沢桃介「序」(前掲「米國超電力連系に關する組織」所収。「超電力連系の利益」と題して、『電華』一九三三年二月号にも掲載。執筆時期は二年二月) 参照。
- (54) 山本留治郎「電力統制と水力開発」(『電気新報社』一九二七年) 一九二〜二〇一頁参照。
- (55) 福中佐太郎「電気事業の緊急問題に就て」(『電気経済時論』一九三一年九月号) 参照。
- (56) 松永安左エ門「電気事業と料金制度の確立」(『エコノミスト』一九二八年一〇月一日号)、同「電気事業」(日本評論社『現代産業叢書第四卷工業編上巻』一九二九年三月) 参照。
- (57) 松永前掲「電気事業」(一九二九年) 一〇六頁。
- (58) Yasuzemon Matsunaga, *Cooperative Situation in the Electric Utility Industry of Japan* (1929) 参照。
- (59) 前掲「東邦電力史」三三〇〜三三三頁、五四六頁、「電力界に投じた一石、三重合同の東南近畿統制」(『電気公論』第一四卷第二号、一九三〇年二月)、西山信一「北九州に於る電力統制の将来」(『工政』一九三二年六月号) 参照。
- (60) XYZ「電力統制物語」(『ダイヤモンド』一九三一年五月一日号) 参照。
- (61) 松永安左エ門「電力会社の統制問題」(『明日の電気事業』、電気新報社、一九三一年、所収)、同「電力統制問題とパール組織」(『電気公論』第一六卷第二号、一九三二年二月)、同「電気事業の統制私案」(『電氣界』一九三二年五月号、『電気経済時論』同月号)、同「電気事業統制に就ての私見」(『電気公論』第一六卷第六号、一九三二年五月、『電研』同月号) 参照。
- (62) 村瀬末一「一般物価から見た電力料金の特異性」(『電気公論』第一五卷第一二号、一九三二年一月、『電気経済時論』同月号、『ダイヤモンド

- 下」同月一日号。前掲『明日の電気事業』参照。
- (63) 宮川竹馬「卸売と小売の電力料金に就きて」(『電気公論』第一五卷第一三号、一九三一年二月)、同「電気事業者間の卸売料金に就て」(前掲『明日の電気事業』)参照。
- (64) 『男爵郷誠之助君伝』(一九四三年)六二三頁、六三一～六三二頁、六四二頁参照。
- (65) 郷誠之助「電力統制に就て」(前掲『明日の電気事業』)参照。
- (66) 小林一三「独占は事実である」(『ダイヤモンド』一九二九年四月一五日号)、同前掲「電力統制の幻影」、同「減資か? 減配か?」(『経済往来』一九三〇年七月号)参照。なお、東電を代表して臨時電気事業調査部の部長となった太刀川平治も、「電気事業経営の基調」(『電気之友』第七四六号、一九三一年一月)で発電コスト低減の必要性を強調した。
- (67) 小島前掲書六三二～六三三頁参照。
- (68) 小林一三「五大電力合併とその統制」(『東洋経済新報』一九三二年三月一九日号)参照。
- (69) 小林前掲「電力統制の幻影」一七六頁。
- (70) 林安繁「電気事業の統制から見た官民合同経営に就て」(『電気公論』第一五卷第一〇号、一九三二年九月)参照。
- (71) 林安繁「電気統制上より見たる電気事業の体形」(前掲『明日の電気事業』)二〇頁。
- (72) 林安繁「国策として吾邦発電本位は水力火力何れに依るべきか」(『電気公論』第一五卷第一二号、一九三二年一月)参照。
- (73) 林前掲「電気統制上より見たる電気事業の体形」二二頁。
- (74) 林安繁「電気事業刻下の諸問題(一)」(『電気公論』第一五卷第一一号、一九三一年一月)、同前掲「電気統制上より見たる電気事業の体形」参照。
- (75) 林前掲「電気事業刻下の諸問題(一)」参照。
- (76) 例えば、福中佐太郎「電気事業経営者の考慮を促す」(『電気経済時論』一九三二年一月号)は、三〇年末の京阪神地区の電力需給について、正味の可能出力七二万キロワットに対して余剰電力二〇万キロワットが生じていると論じた。
- (77) 増田次郎「電気事業の前途はどうなるか」(『エコノミスト』一九三〇年一月一日号)、同「我国電気事業の前途」(『電気公論』第一四卷第一号、一九三〇年一月)、石川芳次郎「電気事業に対し投資家の理解を望む」(『電気之友』第七三四号、一九三〇年七月)参照。
- (78) 林前掲「電気統制上より見たる電気事業の体形」参照。
- (79) 影山銑三郎「電力会社の合同は先づ人事の統制から」(前掲『明日の電気事業』)参照。
- (80) 影山銑三郎「昭和七年の電気事業界」(『電気経済時論』一九三二年一月号)一九頁。
- (81) 福沢桃介「電力統一問題と特殊会社設立提議」(『ダイヤモンド』一九二九年四月一五日号)参照。
- (82) 有村慎之助「卸売、小売分業に就て」(『電気公論』第一五卷第一〇号、一九三二年九月)、増田次郎「電気界を活かす途」(前掲『明日の電気

事業) 参照。

(83) 村瀬前掲「一般物価から見た電力料金の特異性」、有村愼之助「資産切下げ論に対する考案」(『電気公論』第一五卷第一二号、一九三二年一月) 参照。

(84) 池尾芳蔵「電力界は根本策更改の時期」(『エコノミスト』一九二九年一月一日号) 参照。

(85) 内藤熊喜「日本の電気事業は如何に合理化すべきか」(『電気之友』第七三四号、一九三〇年七月) 参照。

(86) 内藤熊喜「電力料金問題に対する一考察」(『電気公論』第一五卷第一三三号、一九三一年二月) 参照。

(87) 内藤熊喜「電力連盟規約に就て」(『電気公論』第一六卷第五号、一九三二年四月)、同「電力連盟規約による統制に就いて」(『東洋経済新報』一九三二年五月二八日号) 参照。

(88) 電力連盟の成立過程については、前掲拙稿「電力連盟」三七七、四〇頁参照。

(89) 松永安左エ門「電業統制問題の由来及び帰結」(『東洋経済新報』一九三二年五月二八日号)、同「電気事業を大局より熟慮あれ」(『電気公論』第一六卷第一二二号、一九三二年一月) 参照。

(90) 松永前掲「電気事業統制に就て」四七九〜四八〇頁。なお、引用の際に、必要と思われる句点を付した。

(91) 松永前掲「電気事業統制に就て」参照。

(92) 栗原編前掲書二二五〜二二六頁参照。

(93) 松永前掲 *Cooperative Situation in the Electric Utility Industry of Japan* 参照。

(94) 松永前掲「電気事業統制に就て」参照。

(95) 例えば、松永の火力統制会社設立案を拒否した電力連盟の発電計画専門委員会には、東邦の宮川が委員として参加していた。

(96) 小林一三「電力連盟と其将来」(『東洋経済新報』一九三二年五月二八日号) 参照。

(97) 小林一三「電気事業経営の改革」(三五年五月の講演。『東洋経済新報』一九三五年六月二九日号) 参照。

(98) 林安繁「電気事業連盟に就て」(『東洋経済新報』一九三二年五月二八日号) 参照。

(99) 林は、「産業の発達と電力界の動向」(『電気之友』第七八九号、一九三四年一月) や「我國発電事業の発達と工業電化の現状」(『工政』一九三四年四月号) の中で、業界統制問題に言及しなかった。

(100) 増田次郎「電気事業の革新と連盟組織」(『電気公論』第一六卷第五号、一九三二年四月)、同「電力連盟の精神を尊重せよ」(『東洋経済新報』一九三二年五月二八日号)、同「電力連盟に就て」(『電気公論』第一六卷第一二二号、一九三二年一月)、内藤熊喜「電力連盟の成立に際して」(『電気経済時論』一九三二年五月号) 参照。

(101) 増田次郎「期待すべき今後の電力界」(『電気公論』第一七卷第一〇号、一九三三年九月)、内藤熊喜「今後の発電計画に就て」(『電気公論』第一七卷第一〇号、一九三三年九月) 参照。

(102) ここで問題となるのは、この時期にほぼ同様の動向を示した両社の経営者が、のちに、日電の池尾は電力国家管理に対する反対運動の先頭に立ち、大同の増田は電力国家管理に迎合するという対照的な行動をとったのはなぜか、という点である。この問題を解明する上でのポイントは「電力外債問題」の打撃の差異などから生じた両社の業績の違いにあると考えられるが、この点に関しては、準備中の別稿「大同電力と外債」の中で立ち入って検討する予定である。

(103) 松永前掲「電業統制問題の由来及び帰結」三二頁。

(104) 関東については、電気新報社『電気年報昭和一〇年版』一六五～一六六頁参照。また、四国については、前掲『東邦電力史』二五四～二五七頁参照。

(105) 栗原編前掲書三〇〇頁参照。

(106) 例えば、出弟二郎「犠牲なき協力」上(中)(下)、『ダイヤモンド』一九三七年二月二日号、一九三八年一月一・二一日号)参照。

(青山学院大学)